

# 食品衛生法が改正されました！

平成30年6月に食品衛生法が改正され、令和3年6月1日から、食品の営業に関する制度、衛生管理の方法が大きく変わりました。食品等事業者の方は、申請や届出の手続きが必要となる場合があります。申請等はオンライン<sup>\*</sup>での手続きが可能です。



<sup>\*</sup>食品衛生申請等システム (<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>)

## ● 営業許可制度の見直し

- ・食中毒等のリスク等を踏まえ、営業許可が必要な業種が見直されました。
- ・新たな許可業種が設定され、一部の業種は届出業種に移行しました。

詳しくは  
裏面



県HP (<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/hoken/kais ei2020.html>) もチェック！

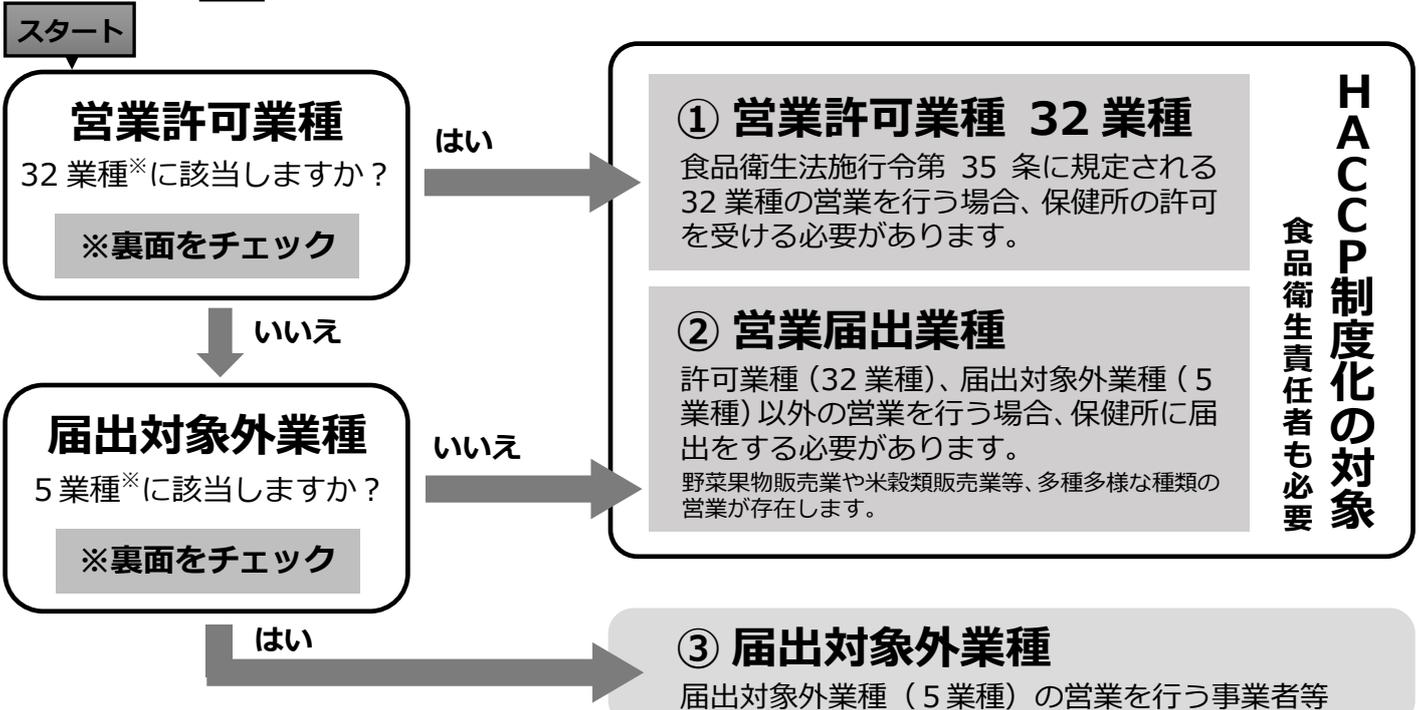
## ● 営業届出制度の創設

- ・営業許可の対象でない業種を営んでいる場合には、保健所へ届出を行う必要があります。

## ● “HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理”の制度化

- ・「営業許可業種」及び「営業届出業種」の対象事業者は、“HACCPに沿った衛生管理”を行うことが義務となりました。
- ・食品衛生責任者の選任も必要です。

必要な手続きについてチェックしましょう！



①に該当する方は**許可申請**、②に該当する方は**届出**の手続きが必要です。

### 保健所一覧

東地方保健所 生活衛生課 (☎017-739-5421)	上十三保健所 生活衛生課 (☎0176-23-4261)
弘前保健所 生活衛生課 (☎0172-33-8521)	むつ保健所 生活衛生課 (☎0175-31-1388)
三戸地方保健所 生活衛生課 (☎0178-27-5111)	青森市保健所 生活衛生課 (☎017-765-5293)
五所川原保健所 生活衛生課 (☎0173-34-7516)	八戸市保健所 衛生課 (☎0178-38-0720)

青森県健康福祉部保健衛生課 (☎017-734-9214)

## ① 営業許可業種

- ・保健所の許可を受けるためには、施設基準を満たす必要があります。
- ・令和3年6月1日時点で営業していた営業者の方には、業種に応じて経過措置があります。

1.飲食店営業 2.調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 3.食肉販売業  
4.魚介類販売業 5.魚介類競り売り営業 6.集乳業 7.乳処理業 8.特別牛乳搾取処理業 9.食肉処理業 10.食品の放射線照射業  
11.菓子製造業 12.アイスクリーム類製造業 13.乳製品製造業 14.清涼飲料水製造業 15.食肉製品製造業  
16.水産製品製造業(新設) 17.冰雪製造業 18.液卵製造業(新設) 19.食用油脂製造業 20.みそ又はしょうゆ製造業  
21.酒類製造業 22.豆腐製造業 23.納豆製造業 24.麺類製造業 25.そうざい製造業 26.複合型そうざい製造業  
27.冷凍食品製造業 28.複合型冷凍食品製造業 29.漬物製造業(新設) 30.密封包装食品製造業 31.食品の小分け業(新設)  
32.添加物製造業

## ② 営業届出業種

- ・①営業許可業種、③届出対象外業種を除く全ての営業者が対象となります。
- ・営業を行う場合、保健所に届出をする必要があります。
- ・令和3年6月1日時点で営業していた営業者の方は、令和3年11月30日(施行から6か月以内)までに届出が必要です。

### 新たに届出の対象となる業種

旧許可業種であった営業	販売業	製造・加工業	その他
1.魚介類販売業(包装魚介類) 2.食肉販売業(包装食肉) 3.乳類販売業 4.冰雪販売業 5.カップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)  令和3年6月1日時点で営業していた場合は、営業届出の手続は不要です。	6.弁当販売業 7.野菜果物販売業 8.米穀類販売業 9.通信販売・訪問販売による販売業 10.コンビニエンスストア 11.百貨店・総合スーパー 12.自動販売機による販売業(5.及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。) 13.その他の食品・飲料販売業	14.添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。) 15.いわゆる健康食品の製造・加工業 16.コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。) 17.農産保存食料品製造・加工業 18.調味料製造・加工業 19.糖類製造・加工業 20.精穀・製粉業 21.製茶業 22.海藻製造・加工業 23.卵選別包装業 24.その他の食料品製造・加工業	25.行商 26.集団給食施設(1回の提供食数が20食程度以上) 27.器具・容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。) 28.露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの 29.その他

営業許可業種を営む営業者が営業届出業種も営む場合は、営業許可の申請の他に届出も行う必要があります。

- 届出は許可と異なり、手数料はかからず、有効期間がないため更新の必要はありませんが、届出事項に変更があった場合や廃業したときは、保健所に届出が必要です。

## ③ 届出対象外業種

- |                                     |                      |
|-------------------------------------|----------------------|
| 1.食品・添加物の輸入業                        | 3.常温包装品の販売業          |
| 2.食品・添加物の運搬・貯蔵のみを行う営業(冷凍・冷蔵倉庫業は除く。) | 4.合成樹脂以外の器具・容器包装の製造業 |
|                                     | 5.器具・容器包装の輸入・販売業     |

このほか、学校・病院等の営業以外の給食施設のうち、1回の提供食数が20食程度未満の施設や、農家・漁業者が行う採取の一部と見なせる行為(出荷前の調製等)についても、営業届出は不要です。

## ◆ 食品衛生責任者の選任

- ・営業許可業種、営業届出業種ともに食品衛生責任者の選任が必要です。
- ・食品衛生責任者は、調理師や栄養士等の資格が必要ですが、食品衛生責任者養成講習会を受講することで、その資格を得ることができます。
- ・食品衛生責任者養成講習会は、(一社)青森県食品衛生協会にて実施しています。従来の開催方法(集合型)に加え、令和3年11月よりeラーニング方式による食品衛生責任者養成講習会を開催しています。

■食品衛生責任者養成講習会(集合型)  
<https://www.aomori-syokukyo.jp/koushu.html>



■食品衛生責任者養成講習会(eラーニング方式)  
<https://www.aomori-syokukyo.jp/e-learning.html>



## ◆ HACCP に沿った衛生管理の制度化

- ・営業許可業種、営業届出業種に該当する全ての食品等事業者は、「HACCPに沿った衛生管理」を実施しなければなりません。
- ・衛生管理計画を作成し、実施状況の記録を保管してください。
- ・小規模営業者等は、厚生労働省ホームページで公表されている手引書を参考に、簡略化したアプローチで取り組むことができます。

■HACCP(ハサップ)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/haccp/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/index.html)



■HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html)

